

綱 領

- 一、我等は、組合員の協力により生活向上を計るに共に無産大衆の解放を期す。
- 一、我等は、相互扶助の精神に基き社會共存の實現を期す。
- 一、我等は、電氣産業労働者の大同團結を計り全國的總聯合を目標とす。

創立宣言

産業革命の生んだ資本主義社會制度の缺陷は劃然と勞資の分離を來し、茲に階級的自覺の下に團體協約の必要を痛感せしむるに至つた。資本家階級に於けるトラスト労働組合の産業別組織の提唱等は實にその反映である。

今や未曾有の經濟的恐慌は我等労働者階級を底知れぬ深淵に引摺り込み、其の唯一の生存權を益々脅威しつゝあるの時労働爭議の頻發と共に、社會革新の叫びは滿潮の勢を以て全國的に瀾漫してゐる。其の間に乘じて一部の指導者は労働者の實生活を無視し、鬭争の爲めの鬭争、理論の爲めの理論に走り我國獨特の國民性を没却し徒らに直譯的理論を以て我等労働者を迷路に導かんとするものあり、又、他方に於ては極右傾を標榜し現實主義の名に隠れて常に資本家階級と結托苟合し労働者階級を偽瞞するブローカーあり。

斯の如きは共に我々無産階級の眞の欲求を蹂躪するものにして我等の絶對に排撃するものである。

我等は斯かる意識の下に電氣産業労働者の社會的公共的使命を完ふせんが爲め、茲に東電従業員を階級的に團結し、其の團體的訓練と秩序ある行動に依つて經濟的機能を敏速に有効に發揮し、組合員の生活の安定と向上を計ると共に社會正義の立場より自由にして、平和なる相互扶助的共存共榮の社會建設に向つて勇敢に邁進せんとするものである。

右宣言す

昭和二年十一月

東電従業員組合

規 約

第一章 總 則

- 第一條 本組合ハ東電従業員組合ト稱シ本部ヲ東京ニ支部ヲ各地ニ置ク
- 第二條 本組合ハ本組合ノ綱領宣言及ヒ決議ノ遂行ヲ以テ目的トス

第二章 組 織

- 第三條 本組合ハ東京電燈株式會社従業員ヲ以テ組織シ支部ヲ以テ構成單位トス
- 第四條 支部ハ三十名以上ノ組合員ヲ以テ地域別或ハ業務所別ニ組織ス但シ必要アル場合中央委員會ノ承認ヲ經テ之レヲ組織スルコトヲ得
- 第五條 支部ニハ支部代表二名ヲ置キ所屬支部ノ責任ヲ負フモノトス
- 第六條 支部規約ハ役員會ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第三章 機 關

- 第七條 本組合ハ左ノ機關ヲ置キ會務ヲ處理ス
一、大會 二、役員會 三、中央委員會

第一節 大 會

- 第八條 大會ハ本組合ノ最高機關ニシテ中央委員及各支部ヨリ組合員百名未満ハ拾名ニシキ壹名百名以上ハ貳拾名ヲ増ス毎ニ壹名ノ割合ヲ以テ選出セラレタル